

事務連絡  
令和3年10月15日

公益社団法人日本医師会  
公益社団法人日本歯科医師会  
公益社団法人日本薬剤師会  
一般社団法人日本病院会  
公益社団法人全日本病院協会  
公益社団法人日本精神科病院協会  
一般社団法人日本医療法人協会  
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会  
一般社団法人日本保険薬局協会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」本格運用開始について

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

本年9月22日に開催された第145回社会保障審議会医療保険部会において、オンライン資格確認等システムの本格運用については、本年10月20日(水)から開始することと公表しました。

つきましては、オンライン資格確認等システムの本格運用開始に伴い、保険医療機関及び保険薬局（以下「医療機関等」という。）から医療保険者等に対して請求される診療報酬及び調剤報酬（以下「レセプト請求」という。）の運用における留意事項等を下記のとおりお示ししますので、周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1. レセプト請求の運用における留意事項

本年3月から本格運用前のテストとして開始したプレ運用では、医療機関等からのレセプト請求等に係る運用は従来通りとしておりましたが、オンライン資格確認等システムの本格運用開始以降は、当該システムを導入する医療機関等（以下「導入医療機関等」という。）は、当該システム上の情報が原則正しいと判断し、レセプト請求を行ってください。

また、本格運用開始に伴い、患者等が受付時に閲覧の同意をしている場合、限度額適用認定証情報、限度額適用・標準負担額減額認定証情報及び特定疾病療養受療証情報の閲覧が可能となります。

このため、診療報酬明細書等の「特記事項」欄については、その記載要領に



において、限度額適用認定証等（以下「認定証等」という。）が提示等された場合に、該当する略号を記載することとされていますが、患者等が持参したマイナンバーカードまたは被保険者証等によりオンライン資格確認等システム上で患者の資格情報が確認できた場合にあっては、認定証等が提示されたものとみなして該当する略号を記載してよいこととします。

## 2. 薬剤情報の閲覧開始について

本格運用開始に伴い、患者等が持参したマイナンバーカードで受付時に閲覧の同意をしている場合、医療機関等は薬剤情報の閲覧が可能となります。

## 3. 導入医療機関等におけるイレギュラーケースへの対応方針について

導入医療機関等におけるイレギュラーケース※への対応方針については、「【別添1】イレギュラーなケースへの対応の整理について」のとおりと整理しており、ご確認の上、適宜ご対応をお願いします。なお、対応方法の詳細については、本格運用開始までに実施施設に別途提供予定です。

※・マイナンバーカードまたは被保険者証等を不持参だった場合

- ・顔認証付きカードリーダーが故障等した場合
- ・転職等により保険者を異動した直後の場合
- ・被保険者資格証明書が交付されている市町村国保の被保険者が滞納保険料を支払った直後の場合
- ・医療機関等のオンライン資格確認端末で表示される「高齢受給者証負担割合」と「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じる場合

## 4. 「オンライン資格確認」運用開始日の入力について

「オンライン資格確認」の導入作業・運用開始準備作業が終わった医療機関等は、「医療機関等向けポータルサイト」にログイン後、「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページ（<https://shinsei.iryohokenjyohoportalsite.jp/pc/enquete/start/>）にアクセスし、運用開始日を入力する必要があります（詳細は、「【別添2】オンライン資格確認への参加に係るご案内」をご確認ください）。

当該入力を行うことで、厚生労働省が原則週次で更新している導入医療機関等のリストに反映されます。また、医療機関等の検索サイトを運営する民間事業者※は、当該リストをもとに各サイトでの情報更新を行うため、必ず入力してください。

※令和3年10月15日時点で導入医療機関等の情報を掲載している検索サイトは、「お医者さんガイド」「Caloo 病院口コミ検索サイト」「ドクターズ・ファイル」「病院なび」です。

## 5. 患者向けオンライン資格確認に関する周知素材について

「マイナ受付」ポスターや顔認証付きカードリーダーの使い方のPOP等、導入医療機関等においてお使い頂けるオンライン資格確認に関する周知素材を厚労省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16745.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html)）に掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

以上



**【問い合わせ先】**

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話：03-3595-2174

E-mail: [suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)